

## 「新型コロナウイルス感染症」に関連したご案内等について

新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、お客さまに対する特別お取扱い、ならびに当社商品における給付金・保険金および商品付帯サービスについて以下のとおりお知らせいたします。

### 1. お客さまに対する特別お取扱いについて

#### (1) 保険料お払込猶予期間の延長

保険料のお払込みが一時的に困難なお客さまにおかれましては、お申し出いただくことで保険料のお払込み猶予期間を最長7か月まで延長いたします。なお、保険契約更新時の更新後保険料のお払込みも猶予期間延長の対象となります。

対象のご契約	すべてのお客さまのご契約
申出受付期間	2020年5月31日まで
延長期間	最長で2020年9月30日まで

#### (2) ご請求時のお取扱いについて

ご請求時には、スムーズかつ迅速な対応をさせていただくために、まずはお電話をいただき、オペレーターがお客さまの状況を判断の上、郵送またはメットライフ生命アプリ(かんたん給付請求)での手続きをご案内いたします。郵送でのご請求の場合は、必要書類として、当社所定の「診断書」に代えて、「入院・手術申告書」をご利用いただくことを可能といたします<sup>※</sup>。また、アプリでのご請求の場合は、短時間で手続きができるうえ、ご請求いただいた日から最短1日で給付金をお受け取りいただけます。

※入院・手術申告書のご利用条件を全て満たしていることが必要となります。

### 2. 保険金・給付金のお取扱いについて

新型コロナウイルス感染症は、疾病入院給付金、死亡保険金<sup>※1</sup>のお支払い対象となる疾病に該当します。疾病入院給付金は、疾病の治療を目的とした入院に対してお支払いをします。検査により陽性と判定されたか否かにかかわらず、医師の指示で医療機関に入院された場合は、疾病入院給付金のお支払い対象となります<sup>※2</sup>。また、医療機関の事情により、次のような場合も対象としてお取扱いいたします。

- 新型コロナウイルス感染症以外の原因を含めすべての入院治療において、入院による治療が必要であったにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響等による医療機関の事情により、「直ちに入院できず自宅での治療となった」、あるいは「当初の退院予定日より早期に退院をせざるを得なくなった」等の場合には、医師の証明書等をご提出いただくことで、自宅等での治療の期間や当初の退院予定日までの期間についても入院給付金のお支払い対象といたします<sup>※2</sup>。
- 医師の指示により臨時施設等(医療機関と同等に見なせる施設)で医師の治療を受けた場合、医師の証明書等をご提出いただくことで、その期間についても入院給付金のお支払い対象といたします<sup>※2</sup>。

※1 疾病による死亡保険金のご請求対象となりますが、現時点では、災害死亡保険金、災害高度障害保険金につきましては、ご請求対象外となります。

※2 ご契約内容によっては、疾病入院給付金のお支払いに、所定の入院日数が必要となる場合があります。

### 3. 新規契約者貸付に対する特別金利の適用(無利息)について

契約者貸付が必要なお客さまにおかれましては、契約者貸付に対して特別金利(無利息)を適用いたします。

対象のご契約者	契約者貸付が可能な個人保険に加入されているすべてのご契約者さま(個人および法人) ※ただし、以下の保険のご契約者さまを除きます 変額保険(有期型)/ 変額保険(終身型)/ 高齢者生存保障保険 / 高齢者生存保障保険 (H11) / 高齢者生存保障保険(H14) / 積立利率変動型生存保障保険 / 積立利率変動型一時払生存保障保険 / 積立利率変動型生存保障保険(米国通貨建)/ 積立利率変動型一時払生存保障保険(米国通貨建) / 積立利率変動型保障期間自由設計保険 / 変額個人年金保険 / 変額個人年金保険(災害10%加算型) / 変額個人年金保険(災害20%加算型) / 変額個人年金保険(2004) / 変額個人年金保険(災害10%加算型 2006) / 変額個人年金保険(災害20%加算型 2004) / 最低保証付変額生存年金保険
金利	年 0%(無利息)(※1)
特別金利適用上限	契約者貸付金額の限度額の範囲内 契約者貸付金は、解約返戻金の一定割合以内となります。 (商品やご契約内容によりお貸し付けできない場合があります)。
特別金利適用期間	新規貸付日から2020年9月30日まで(※2)
貸付受付期間	2020年3月16日から2020年5月31日まで (※3)(※4)

※1 利息の免除に伴う差額の精算は当社所定の計算方法により上記金利適用期間の終了後に実施いたします。

※2 特別金利適用期間経過後(2020年10月1日以降)は、通常の貸付利率が適用されます。

※3 営業日ではない場合、契約者貸付を受付できないことがあります。

※4 受付開始日については、2020年3月16日に遡及して適用します。

### 4. 商品付帯サービスにおけるご相談対応について

当社商品の被保険者さま等を対象にご用意している「健康生活サポートダイヤル」で、当社が委託するティーパック株式会社は、新型コロナウイルス感染症に関するご相談も承っています。ヘルスカウンセラー(保健師・看護師等)が、24時間年中無休で対応いたします。なお、ご利用にあたっては、お届けしている「現況のご案内」、もしくは証券番号が必要になります。商品付帯サービスの詳細につきましては、次のURLからご確認ください。

<https://www.metlife.co.jp/about/info/other/vas/>

### 5. ご契約者さまからのお問い合わせ先

当社では、ご契約者の皆さまからのお問い合わせ・ご相談を、取扱店または以下のコールセンターにて承っております。ご利用下さいますようお願い申し上げます。(すべて携帯電話からも通話が可能です)

保険料お払込猶予期間の延長に関するお問い合わせ
【新型コロナ:保険料払込猶予期間延長申し出専用ダイヤル】 ◆ 0120-208-602 / 月~金 9:00-18:00 土・日・祝日・年末年始 休み
生命保険にご加入のお客さま
【カスタマーサービスセンター】 ◆ 0120-881-796 / 月~金 9:00-18:00* 土 9:00-18:00 日・祝日・年末年始 休み ※ 先般、厚生労働省より発表された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえ、当面の間、受付時間を変更させていただいております。
金融機関窓口でご加入のお客さま
【ファイナンシャルサービスセンター】 ◆ 0120-056-076 / 月~金 9:00-18:00 土・日・祝日・年末年始 休み

## 6. 感染防止および拡散拡大の抑制に向けた当社の対策について

お客さま、地域住民の皆さま、当社の代理店をはじめとする関係者ならびに社員等の健康・人命保護と当社事業の継続性を確保するために、以下の対策を講じ徹底しています。

### (1) ソーシャルディスタンスの実施

- ✓ 時差出勤、在宅勤務の奨励、社内研修・会議等のテレビ会議システムの活用
- ✓ 出張の制限、およびオフィス訪問者の管理強化
- ✓ 社内外イベント等の開催、および参加自粛

### (2) 社員やオフィスの衛生面強化

- ✓ 衛生知識の周知と実施の徹底(手洗い、うがい、アルコール消毒)
- ✓ 毎日の検温等による体調管理と体調不良時の自宅待機の徹底

### (3) 新型コロナウイルス感染症に関する知識の共有と対応の徹底

- ✓ 新型コロナウイルスに関する最新情報を社内イントラ等の活用により周知徹底
- ✓ 医者や専門家の情報セッションをオンラインで開催
- ✓ 感染や濃厚接触の疑いがある場合の対応について周知徹底

### (4) 営業拠点での防止策強化

- ✓ 毎朝、営業拠点・チームごとでの体調確認および社員とその家族の健康管理の徹底
- ✓ 出社前、およびお客さま訪問前の検温の推奨
- ✓ 営業店に勤務する社員は、原則直行・直帰とし、訪問する際のマナーを徹底

以上